

○武蔵野美術大学外国留学奨励奨学金規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学並びに武蔵野美術大学大学院(以下「本学」という。)の学生の外国留学を奨励するために設ける奨学金について定める。

(奨励奨学生の資格)

第2条 この奨励奨学金の受給資格者は、「武蔵野美術大学外国留学に関する規則」並びに「武蔵野美術大学大学院外国留学に関する規則」により、協定留学生として選考され、受け入れ大学等の承認を得て留学が確定した者とする。

(奨励奨学金の贈与の期間及び額)

第3条 奨励奨学生には、「武蔵野美術大学外国留学に関する規則」第8条並びに「武蔵野美術大学大学院外国留学に関する規則」第8条に定める修業年限に算入することのできる留学期間を限度とし、その留学期間に応じて日本学生支援機構海外留学支援制度(短期派遣)が定める派遣先地域による奨学金月額を贈与する。

(誓約書の提出)

第4条 奨励奨学生となった者は、採用の通知を受けた日から10日以内に、本学所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

(奨励奨学金の辞退)

第5条 奨励奨学金の贈与を辞退しようとする者は、その旨を記して、採用の通知を受けた日から10日以内に学長に届け出なければならない。

(奨励奨学生の身分の喪失と贈与の停止)

第6条 奨励奨学生が、次の各号の一に該当した場合は、該当の日から奨励奨学生の身分を喪失し、その後の奨励奨学金の贈与を受けることができない。

- (1) 定められた留学期間満了前に、留学を取り止めて帰国した場合
- (2) 定められた留学期間満了前に、休学、退学又は転学した場合

(事務所管)

第7条 この奨励奨学金に関する事務は、国際チームが所管する。

附 則

(略)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。